

1990年11月5日

自 治 大 臣

奥 田 敏 和 殿

全 国 青 年 税 理 士 連 盟

会 長 小 池 幸 造

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

電話 03(354)4162

### 固定資産税「課税資産内訳」通知についての申し入れ書

私達は全国の3000余名の青年税理士で構成する任意団体であり、税理士制度の発展、国民のための税理士制度の確立を目的として、研究、活動をおこなっております。

さて、神奈川県横浜市は昨年より全国的主要都市に先駆けて、固定資産税の納税通知に、当該納税者が横浜市内に所有するすべての対象資産の明細（以下「課税内訳書」という）を添付することにしました（以下「横浜方式」という）。当該措置は賦課課税方式の租税における国民（納税者）重視の姿勢として非常に勇気あるものであり、高く評価されるべきものと、当連盟は考えます。

しかしこの「課税内訳書」の添付によって、過去の課税処分の誤りが次々と納税者より指摘されており（件数959件、誤納税額1億2800万円）、これを全国的に見ればその誤りは膨大なものになると推測されます。

つきましては納税者の権利を保護する上から、下記の事項について検討されるよう申し入れます。

## 記

1. 賦課課税方式により租税を徴収する際は、納税者の権利を保護するために、税務行政における適正手続の観点から、また税務行政における税務情報の公開の観点から、課税根拠となる資料についての明細を納税通知書に添付することを制度化する。  
この制度化は国民のサイドからすれば極めて当然なことであり、これまで制度化されていないこと自体が問われなければならない。
2. 賦課課税方式による租税に関する消滅時効について、行政庁と納税者を同一レベルで規定することは納税者救済の観点から適切さを欠く。  
よって地方税法第18条の3第1項及び第2項（還付金の消滅時効）について適切な処置を施す。
3. 上記1の具体策として、1991年の固定資産税評価額の評価替に際し、全国の市町村に対して横浜方式を採用されるよう指導されたい。

以上